

質疑回答書

令和6年5月29日時点

質問者 各位

件名 : ひたちなか市新中央図書館設計業務プロポーザル

下記のとおり回答します。

この質疑回答書は、質疑期間中に提出された全ての質問及び回答を掲載したものです。

質問 No.	資料名称	ページ	項目番号	質問事項	回答
001	実施要領	2	5 (3)	参加条件に「すべての技術者は、参加申込日において参加申込書の提出者（設計共同企業体の場合はいずれかの構成員）との間に3ヶ月以上の継続した直接雇用関係があること。」と有ります。当社は意匠設計事務所なので、構造・設備・積算は協力事務所への再委託での参加を考えていますが、この場合構造・設備・積算の各主任担当はそれぞれの所属する協力事務所との間で3か月以上の継続した直接雇用関係があればよいと判断してよろしいでしょうか。	実施要領5(3)に記載のとおり、すべての技術者は参加申込書の提出者（設計共同企業体の場合はいずれかの構成員）との間に3ヶ月以上の継続した直接雇用関係があることが必要です。 参加申込書の提出者（設計共同企業体の場合はいずれかの構成員）でない協力事務所との雇用関係にあっても、参加条件を満たすことにはなりません。
002	〔資料1〕 特記仕様書	6	II2 (4)	特記仕様書の業務計画書(4)(d)の説明中で「主たる分担業務分野（積算に関する業務を除く。）を再委託しないこと。」と有りますが主たる分担業務分野についての定義がありません。主たる分担業務分野は通常、管理技術者と総合（意匠）担当主任技術者	参考資料1の特記仕様書の主たる分担業務分野とは、設計業務委託における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分ですが、本件においては、実施要領5(3)のとおり、管理技術者と総合（意匠）・構造・電気設備・機械設備（積算に関する業務を除く。）それ

				<p>のケースが多く、構造・設備・積算は協力事務所（＝再委託）で良いと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>それぞれの担当主任技術者は参加申込書の提出者（設計共同企業体の場合はいずれかの構成員）との間に3ヶ月以上の継続した直接雇用関係が必要となります。</p> <p>なお、特記仕様書の詳細については、すべての審査が完了した後、契約予定者と協議を行い確定することとなります。</p>
003	実施要領	2	5 (3)	<p>ウ構造担当主任技術者、エ電気設備担当主任技術者、オ機械設備担当主任技術者は構造設計、設備設計に特化した「協力事務所」に所属する者を配置してもよろしいでしょうか。</p>	<p>質問 No. 「001」 への回答を参照願います。</p>
004	実施要領	2	5 (3)	<p>機械設備担当主任技術者は、協力企業の技術者でよろしいでしょうか。</p>	<p>質問 No. 「001」 への回答を参照願います。</p>
005	実施要領	2	5 (1)	<p>設計共同企業体のうち代表構成員以外の構成員は、ひたちなか市の建設工事等入札参加有資格者名簿の設計業務等の建築関連建設コンサルタント業務に登録されていない者でもよろしいでしょうか。</p> <p>または、今後入札参加有資格の申請を行うことで、参加資格を認められますでしょうか。</p>	<p>実施要領「5 参加条件」(1) イに記載のとおり、「すべての構成員」は本要領「4 参加資格」に掲げる要件を満たしている必要があります。</p> <p>また、「4 参加資格」(5) に記載のとおり、「令和6年4月1日時点で」本市の「建設工事等入札参加有資格者名簿の設計業務等の建築関連建設コンサルタント業務に登録されている者であること」が必要となることから、今後、入札参加資格の申請を行っても、本プロポーザルの参加資格を満たすことにはなりません。</p>
006	〔資料1〕 特記仕様書	1, 10, 16	II 1(2)	<p>追加業務に透視図（鳥観図・A2版）作成とあり、3. 成果物の基本設計と実施設計のリストにもそれぞれ項目がありますが枚数の指示がありません。それぞれ5枚と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>基本設計と実施設計それぞれ5構図とし各1枚程度とします。</p>

					なお、特記仕様書の詳細については、すべての審査が完了した後、契約予定者と協議を行い確定することとなります。
007	〔資料1〕 特記仕様書	7	II 2(6)	貸与品に測量成果簿とありますが、以下の内容は網羅されていると考えてよろしいでしょうか。 <ul style="list-style-type: none"> ・敷地求積 ・平面測量（現況測量，工作物を含む） ・高低測量 ・真北測量 ・樹木調査 	測量成果簿は、敷地求積，平面測量（現況測量，工作物を含む）となります。それ以外に，設計上，必要となる測量がある場合には，本業務に含むものとします。
008	〔資料1〕 特記仕様書	10	II 3(1)(f)	基本設計の成果物に標準外業務の地質調査報告書が含まれていますが、指定の調査内訳書にはボーリングと標準貫入試験の項目しかありません。これ以外に必要と思われる調査項目は別途精算と考えてよろしいでしょうか。 （必要と思われる調査事項） <ul style="list-style-type: none"> ・土の単位体積重量 ・土粒子の比重試験 ・土の含水量試験 ・土の粘度試験 ・土の液性限界試験 ・土の塑性限界試験 ・土の1軸圧縮試験 ・土の3軸圧縮試験（粘性土の場合） 土の直接せん断試験（砂質土の場合） 	必要となる調査事項についてB.解析等調査業務に含まれます。 なお、特記仕様書の詳細については、すべての審査が完了した後、契約予定者と協議を行い確定することとなります。

				<ul style="list-style-type: none"> ・土の圧密試験 ・土の透水試験 ・水平方向地盤係数 <p>それとも B. 解析等調査業務にこれらの項目は含まれるのでしょうか。その場合、上記以外に必要な調査項目はございますか。</p>	
009	〔資料 7〕 提案書を作成するにあたっての与条件について	1	(6)	<p>什器、ICT 関連機器・IC タグ、図書館情報システム等については、予定工事費には含まないと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>什器、ICT 関連機器・IC タグ、図書館情報システム等の図書館整備に係る全ての費用は原則として予定工事費に含まれるものとして、提案書は作成願います。なお、今後、設計を進めていく過程において、一部工事費から除外されることとなる項目が生ずる可能性もあります。</p>
010	〔資料 7〕 提案書を作成するにあたっての与条件について	1	(7)	<p>駐車台数について、「～（中略）既設の公園利用者駐車場（34 台）があり、図書館駐車場との一体的な整備についても設計業務の中で検討することを予定している」と記載がありますが、一例として、図書館利用者駐車場約 110 台+公園利用者駐車場 34 台の計 144 台を今回計画地に集約して計画し、既設の公園利用者駐車場部分を緑地等に再整備する可能性もあるという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>現時点ではご指摘の理解のとおりで構いません。ただし、今後、設計業務の進捗に合わせて、あらためて駐車台数の算定・精査を行うことを予定しています。</p>

011	様式集	様式第5号	<p>技術者調書（技術職員数・資格）の資格・担当で、（備考）に複数の資格を有する職員はいずれか一つの資格保有者として取り扱うこと、と記載があります。複数の資格を持つ者の場合、以下の分野ではどちらの資格で計上すべきか指示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（構造）1級建築士と構造設計1級建築士 <p>また、構造1級建築士は（その他）の欄でしょうか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（積算）1級建築士と建築コスト管理士や建築積算士 <ul style="list-style-type: none"> ・（機械）建築設備士や1級建築士と設備設計1級建築士。 <p>また、設備1級建築士は、（その他）の欄でしょうか。</p>	<p>様式第5号には、建築分野における「1級建築士」の有資格者、電気設備・機械設備分野における「建築設備士、技術士、1級建築士」の有資格者の欄に当てはまる職員はそちらの欄を優先して人数計上してください。その場合、分野の優先順位はありませんので、最も専門とする分野に計上してください。</p> <p>また、質問に挙がっている構造設計1級建築士や建築コスト管理士などの扱いについては、それらの資格ではなく、あくまで、建築分野については「1級建築士」の資格を有しているかどうか、電気設備・機械設備分野については「建築設備士、技術士、1級建築士」のいずれかの資格を有しているかどうかで判断して下さい。</p>
012	様式集	様式第6～7号	<p>管理技術者と総合担当主任技術者の実績に1,500㎡以上の図書館とありますが、その実績の設計業務完了時期の制限はないと考えてよいでしょうか。</p> <p>この場合、施設規模、業務完了時期で評価への反映方法が変わる場合、基準をお示し願います。</p>	<p>・様式第6号及び7号に記載のとおり、図書館又は図書館を含む複合施設の実績を最も優先して記載することとし、かつ、担当した時の立場が管理技術者に近い立場で担当した実績を優先して記載する以外、記載上の条件等は特に無く、実績の設計業務完了時期の制限もありません。また、施設規模や業務完了時期がどのように評価に反映されるかなど、評価の詳細はお答えできません。上記の記載ルールに従って記載願います。</p>
013	様式集	様式第8～10号	<p>構造担当技術者と電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者の実績に1,500㎡以上の施設とありますが、国等の発注であれば施設用途は問わないと考え</p>	<p>・様式第8号から10号に記載のとおり、施設用途については問いません。担当した時の立場が管理技術者</p>

				<p>てよいでしょうか。また、その実績の設計業務完了時期の制限はないと考えてよいでしょうか。</p> <p>この場合、施設用途、施設規模、業務完了時期で評価への反映方法が変わる場合、基準をお示し願います。</p>	<p>により近い立場で担当した実績を優先して記載する以外、記載上の条件等は特にありません。</p> <p>また、施設用途や施設規模、業務完了時期がどのように評価に反映されるかなど、評価の詳細はお答えできません。上記の記載ルールに従って記載願います。</p>
014	評価基準			<p>第1次審査の得点の一部を第2次審査へ反映（加点）させる、とありますが、第1次審査の合計が700点満点の時に210点が加算されるのでしょうか。それとも、特定の評価項目について評価して加点されるのでしょうか。例えば、本業務の実施方針（420点）について評価し、最大でその得点の半分の210点を加算する、など。</p>	<p>第1次審査の評価項目である「本業務の実施方針」の得点を2分の1した点数を第2次審査に加点します。</p>
015	実施要領	1	2(3)	<p>業務期間は、基本設計業務：令和6年9月下旬～令和7年4月15日（約6.5カ月）（※）、実施設計業務：令和7年4月16日～令和8年3月20日（約11.0カ月）と考えて宜しいでしょうか。</p> <p>（※）設計業務特記仕様書（新営）P8(9)指定部分の履行期限より想定致しました。</p>	<p>お見込みのとおりですが、基本設計業務の開始時期は契約日～令和7年4月15日として回答させていただきます。（スケジュールで契約締結時期を9月下旬頃としています、あくまで予定であるため）</p>
016	実施要領	9	-3	<p>「説明者は、3名以内とする」と記載がありますが、PC操作者は人数に含まないと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>PC操作者も含め、プレゼンテーション及びヒアリングに出席できる人数は3名以内といたします。</p>
017	その他	—	—	<p>計画地のインフラ状況（電力・通信・上下水道・ガス）を開示願います。</p>	<p>電力は東京電力、通信はNTT東日本管内となります。ガスは必要に応じて、プロパンガス事業者と個別契約となる見込みです。上下水道は市の管理となります。</p>

					上下水道の引き込みなどの詳細については、必要に応じて、所管部署に確認願います。
018	その他	—	—	敷地測量図の CAD データを開示願います。	第 1 次審査対象者に対し開示することといたします。 データの受け渡し方法等については、6 月 11 日の参加資格審査結果通知以後周知します。
019	その他	—	—	以下の予定時期をご教示下さい。 ・市営プールの解体着工時期および完了時期 ・新中央図書館の着工時期および竣工時期 ・移転時期および期間 ・開館予定日	現時点での開館までのスケジュールは次の通りです。 市営プール解体着工 令和 7 年度～ 市営プール解体完了 令和 7 年度末までに完了 新中央図書館着工 令和 8 年度～ 新中央図書館竣工 令和 9 年度末までに竣工 移転及び開館 令和 10 年度中
020	その他	—	—	計画敷地またはその周辺のボーリングデータがございましたらご提供いただけますでしょうか。	近隣地である親水性中央公園付近について参考資料を公開しております。(国土地盤情報検索サイト)
021	実施要領	6	8(1)カ③	図面（平面図・断面図・立面図含む）やイメージ図等の視覚的な表現は、国土交通省「建築設計業務委託の進め方」（平成 30 年度）「技術提案の表現 別添資料」の中の「許容される表現の例」程度と考えると宜しいでしょうか。	「許容される表現の例」以上の表現による提案を行っても、評価にあたっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはありません。
022	実施要領	7	8(2)カ③	図面（平面図・断面図・立面図含む）やイメージ図等の視覚的な表現は、国土交通省「建築設計業務委託の進め方」（平成 30 年度）「技術提案の表現 別添資料」の中の「許容される表現の例」程度と考えると宜しいでしょうか。	質問No.「021」への回答を参照願います。
023	評価基準	2		「第 1 次審査の得点の一部」とは、第 1 次審査の満点 700 点分を、2 次審査では 210 点を満点として、3 つの	質問 No. 「014」への回答を参照願います。

				評価項目「業務実績等」「業務遂行能力」「本業務の実施方針」の点数を按分するというのでしょうか。 上記でない場合、2次審査に反映される特定の評価項目・評価内容をご教示ください。	
024	評価基準			第1次審査の本業務の実施方針の評価内容について、実施方針の的確性の「実施方針」とは、国土交通省「建築設計業務委託の進め方」（平成30年度）に記載のある、「業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等（評価テーマに対する内容を除く。）」の内容を記載するという理解で宜しいでしょうか。	本業務をよく理解したうえで、業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について記載することが求められます。
025	〔資料1〕 特記仕様書	2	I 4(2)(d)	ZEB Readyの「認証」取得は必須でしょうか。必須の場合、特に成果品リストにはありませんでしたので、申請費用は別途という理解で宜しいでしょうか。	認証取得は必須です。申請手数料は別途となります。なお、特記仕様書の詳細については、すべての審査が完了した後、契約予定者と協議を行い確定することとなります。
026	〔資料1〕 特記仕様書	10	II 3(1)(f)	別紙地質調査内訳書の内容について、設計契約後の協議により調査内容の変更がある場合は、契約金額の変更をさせて頂いても宜しいでしょうか。	別途協議により決定します。
027	〔資料1〕 特記仕様書	15	III 3(2)(i)	成果物リストに開発申請関係の書類がありませんでしたが、開発申請の必要性は、提案する計画によるということで宜しいでしょうか。基本計画時点で、事前協議の内容がありましたらご教示下さい。	開発行為については、都市計画法第29条の適用除外となります。 基本計画での事前協議はありません。
028	様式集	様式第 3号	【1】	参加要件となる実績について、契約書等実績を証明する書類の提出は必要がありますでしょうか。	提出を求める書類については、実施要領等に記載されているもののみで構いませんが、今後の審査の過程において詳細に確認する必要が生じた場合など、追加の

					資料提出をお願いする場合があります。 なお、実施要領 11 (1) イに記載のとおり、提出書類への虚偽の記載などが判明した場合には、失格となる可能性がありますのでご注意ください。
029	様式集	様式第 4 号		こちらに記載した実績は様式第 3 号における実績を含む必要がありますか。	必ずしも様式第 3 号に記載した実績を様式第 4 号に記載する必要はありません。
030	様式集	様式第 4 号		「施設完成年月」の記入欄がありますが、未竣工施設の場合は竣工予定年月を記入すればよろしいですか。	「未竣工」と記入するか、若しくは「竣工予定年月」を記入ください。予定年月の場合には、「●年●月予定」のように予定であることが分かるような表現にしてください。
031	様式集	様式第 6 号～10 号		実績の要件として挙げられている条件（延床 1500 m ² 以上図書館等）「公募型プロポーザル実施要領の 5 参加条件」にはありませんが、本条件を満たす実績（延床面積 1500 m ² 以上、図書館等）は、配置予定技術者の参加条件として読み替える理解で宜しいでしょうか。	配置予定技術者の実績に関して、参加条件において特段の定めはありません。したがって、延べ面積 1,500 m ² 以上の施設を受け持ったことがない者を配置予定技術者調書に記載することは可能です。その場合、記入漏れでないことが判別できるよう、予定技術者の担当業務実績のいずれかの欄で構いませんので「該当実績なし」との記載をお願いします。
032	様式集	様式第 6 号～10 号		備考欄に施設の概要が確認できる図面、写真、パース等とありますが、これらは確認済証など別の資料でもよろしいでしょうか。	備考欄に記載している書類については、担当業務実績の欄内に記載した事項が確認できる資料を求めています。それが確認できる資料であれば、備考欄に記載しているもの以外の資料でも構いません。 なお、事務局で確認を行うにあたって情報が不足していると認めた場合は、審査に間に合うように、追加での資料提出をお願いすることがあります。

033	様式集	様式第 6号～ 10号		基本「又は」実施設計業務の実績とありますが、該当する実績が基本設計及び実施設計の両業務共に契約を行った場合は基本・実施共に業務を記載の上、基本設計及び実施設計の期間を記載してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
034	様式集	様式第 8号～ 10号		こちらに記載されている条件には、用途の指定がございませんが、図書館の実績を記載した場合、評価の加点はありますでしょうか。	質問No.「013」への回答を参照願います。
035	様式集	様式第 3・4・ 6～10 号		こちらに記載されている条件に「新築」に係る基本設計又は実施設計業務の実績とありますが、通常、同一敷地内に既存施設が複数ある場合、新築される建築でも確認申請上は「増築」扱いとなることがあります。建築基準法の解釈で「増築」とされる、新築の建築(図書館)が、構造計算上も分離された別棟増築(建物単体としては自立した新築となります)であり、単体で、今回の条件(図書館機能や延床面積1500㎡以上等)を満たす場合は、記載されている「新築」と考えておりますが、問題ありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、「改築」扱いとなる場合についても、「増築」の場合と同様に、別棟とみなすことができる場合には「新築」として取り扱うことができるものとします。
036	〔資料7〕 提案書を作成するにあたっての与条件について		(7)	図書館利用者駐車場として約110台分に既設の公園利用者駐車場(34台)は含まれるでしょうか。	図書館利用者駐車場として予定の駐車台数110台に公園利用者駐車場の台数は含んでおりません。 本質問に関連して、質問No.「010」への回答も参照願います。

037	〔資料7〕 提案書を作成するにあたっての与条件について		(7)	職員用駐車場も約110台分に含まれているということで宜しいでしょうか。含まれない場合は、職員用の駐車場の台数と場所の情報をご教示頂きたいです。	職員の駐車車両の台数は、約110台には含んでおりません。なお、職員駐車場の台数や駐車場の場所は現時点では未定です。
038	〔資料7〕 提案書を作成するにあたっての与条件について		(6)	予定工事費約40億には、市営プール解体費以外に什器や書架、情報システム等、別途工思想定の項目をご教示頂きたいです。	市営プール解体費は予定工事費には含まれません。それ以外の工思想定の項目に関しては、質問No.「009」への回答を参照願います。
039	〔資料7〕 提案書を作成するにあたっての与条件について		別図	計画範囲の赤線内部には、多数既存樹木がありますが、樹木の残置・移植等の条件がありましたらご教示頂きたいです。	樹木の残置・移植等に係る特段の条件はありません。
040	〔資料5〕 新中央図書館整備基本計画 追補 (その1) ~ (その4)	(その1)	2 (2) ①	※1建ぺい率について、公園面積の15% (5%+教養施設の特例10%) の「公園面積」は30,123㎡と考えて宜しいでしょうか。図書館想定敷地内で建築出来る最大建ぺい率の算出条件をご教示頂きたいです。	公園面積は測量成果簿の敷地求積面積(30,174.55㎡)とし、都市公園法の建ぺい率は公園面積の15%となります。また、建築基準法の建ぺい率は70%(第2種住居地域60%+法第53条第3項第2号10%)となり、すべてを満足する計画としてください。

041	実施要領	2	5 (2)	実施要領の5 参加条件 (2) には「平成 26 年度以降に、国又は地方公共団体が発注した～元請負～として契約を締結し、完了した実績を有していること。」とありますが、様式 3 参加条件確認書には「平成 26 年度以降に、国又は地方公共団体が発注した～実績」とあり、文言に差異がございます。例えば、平成 25 年度以前に発注・契約され、平成 26 年度以降に完了した実績は、上述の期間条件を満たすものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
042	実施要領	4	ウ	東石川第 4 公園内の樹木調査資料がございましたら、開示いただくことは可能でしょうか。	開示可能な樹木調査資料はございません。
043	実施要領	4	ウ	既存石川プールの図面（平立断面程度）がございましたら、開示いただくことは可能でしょうか。	既存の石川町プールの平面図及び立面図を〔資料 8〕として、新たに公表します。なお、プール解体は今回の委託契約の内容に含まないことを念のため、申し添えます。 プール解体等の今後のスケジュールは質問 No. 「019」への回答を参照願います。
044	実施要領	4, 18	ウ, 別紙	特記仕様書より、別紙「地質調査内訳書」に記載の地質調査業務実施内容が設計業務の範囲内であることが読み取れますが、現時点での参考資料として、東石川第 4 公園もしくは近隣地における既往の地質調査資料がございましたら、開示いただくことは可能でしょうか。	質問No.「020」への回答を参照願います。

045	実施要領	7	9 (3) イ	ヒアリングの「説明者は、3名とする」とありますが、説明者3名以外にPC操作者1名が同席することは可能でしょうか。	質問No.「016」への回答を参照願います。
046	実施要領	7	9 (3)	事前にヒアリング会場のレイアウト図、説明者の立位置、マイクの有無、スクリーンの大きさ、プロジェクターの機種を案内いただくことは可能でしょうか。	実施要領9(5)アに記載のとおり詳細は実施日の1週間前までに別途通知することとしていますので、そのタイミングで周知する予定です。
047	評価基準	2		(第2時審査)評価基準に「第1次審査の得点の一部を加点する。(210点)」とありますが、その内訳について、支障のない範囲でお教えいただくことは可能でしょうか。	質問No.「014」への回答を参照願います。
048	〔資料4〕 新中央図書館整備基本計画	38	第3章	新中央図書館のサービス計画として、ブックモバイル(移動図書館)の導入検討の想定はございますか。	移動図書館の導入を検討する予定はありません。
049	〔資料4〕 新中央図書館整備基本計画	54	表4-2	P54「表4-2 諸室の整備方針」の事務作業室仕様欄に「必要職員数に対応した規模」とあり、P55「表4-3 必要諸室及び必要面積」の事務作業室摘要欄に「5㎡×20+作業スペース」とあることから、必要職員数(デスク数)は20名と想定して宜しいでしょうか。	現時点において、新図書館に配属される職員の人数は定まっておられません。 提案いただくにあたっての与条件として、ご指摘のP55の箇所を捉えて職員数20名として提案書を作成いただいて構いません。
050	〔資料4〕 新中央図書館整備基本計画	54	表4-2	P54「表4-2 諸室の整備方針」の車庫欄に「公用車両の保管のための空間」とありますが、公用車両の台数、車種(サイズ)の想定はございますか。	現時点において、公用車の台数など詳細について定まっておられません。ちなみに、現在の中央図書館で使用している公用車は2台で、いずれも普通車です。

051	〔資料5〕 新中央図書館整備基本計画 追補 (その1) ～(その4)	(その4)	表4-3	〔資料4〕基本計画の「表4-3 必要諸室及び必要面積」(P55)の一般開架欄には室面積の記載がありますが、〔資料5〕基本計画追補の同表では、ゾーン面積1,500㎡までの記載となっています。追補後の一般開架内の各コーナーの想定面積がございましたら、お教えいただくことは可能でしょうか。	必要諸室及び必要面積については、〔資料5〕新中央図書館整備基本計画 追補(その4)に記載のものが最終版であり、ゾーン内の各諸室の面積については提示しません。表内で示されたゾーン毎の面積を参考に、提案をお願いします。
052	〔資料7〕 提案書を作成するにあたっての与条件について	1	(6)	「予定工事費約40億円(市営プールの解体費は含まない)」とありますが、こちらは税込金額の認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
053	〔資料7〕 提案書を作成するにあたっての与条件について	1	(6)	書架、BDS、外構工事等は予定工事費に含まれますか。別途工事項目の想定がございましたらお教えいただくことは可能でしょうか。	質問No.「009」への回答を参照願います。
054	〔資料1〕 特記仕様書	4	(2)	運用基準等について、最新版があるものは最新版適用と考えてよろしいですか。	特記仕様書の詳細(運用基準等)については、すべての審査が完了した後、契約予定者と協議を行い確定することとなります。
055	実施要領	5	8	配置予定技術者調書の担当業務実績の書類として、業務の完了が確認できる書類の写しが求められていますが、担当していた実績を証明する書類の具体的な指	担当していたことが確認できる書類であれば、構いません。

				示があればご指示ください。（例：設計時に作成した体制表、担当者の所属する企業が発行する当該業務の従事証明書）	なお、事務局で確認を行うにあたって情報が不足していると認めた場合は、審査に間に合うように、追加での資料提出をお願いすることがあります。
056	実施要領	4	7(1)	既存建物の解体時期と範囲（地下を含むかどうか）の想定がありましたらご提示ください。	既存建物である石川町プールの解体時期等については、質問 No. 「019」 への回答を参照願います。なお、解体は地下を含めた範囲の全解体を予定しています。
057	実施要領	4	7(1)	地盤調査データがありましたらご提示ください。	質問 No. 「020」 への回答を参照願います。
058	実施要領	4	7(1)	解体対象の既存プールの図面がありましたらご提示ください。	質問 No. 「043」 への回答を参照願います。
059	実施要領	4	7(1)	計画建物の日影を確認するために、敷地内の建物等の平面と高さが分かる図面と真北測量を提示いただけますでしょうか。	今回、開示する図面は既存の石川町プールに関する図面（質問 No. 「043」 への回答を参照）と敷地測量図（質問 No. 「018」 への回答を参照）のみとなります。真北測量については、質問 No. 「007」 への回答を参照願います。
060	実施要領	4	7(1)	電気・ガス・給排水のインフラ情報についてご提示ください。	質問 No. 「017」 への回答を参照願います。
061	実施要領	7	9(3)	提案書の文章やイメージ図を拡大表示したり、説明しやすいように順番を変えてプレゼンテーションを行っても宜しいでしょうか。	第2次審査書類として提出のあった資料を拡大して表示することは可能です。なお、プレゼンテーション用に新たな資料や補足資料などを使用することはできません。また、資料内容の説明をどの様な順序で行うかなどについての制約はありません
062	〔資料1〕 特記仕様書	3	II1(2)	見積のために透視図の枚数をご指示願います。また基本設計及び実施設計成果物のリストの中にそれぞれ「一式」とありますが、透視図の体裁や部数はII1(2)によることで宜しいでしょうか。	質問No.「006」への回答を参照願います。

063	〔資料1〕 特記仕様書	6, 7	II2(5)	管理技術者は一級建築士・8年以上の実務経験、および各主任担当技術者は資格要件無し・8年以上の実務経験とありますが、各主任担当者は保有資格により評価の差異が生じると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、保有資格によって評価の差異が生じる場合があります。
064	〔資料1〕 特記仕様書	別図		既存プール解体の設計業務は業務に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
065	〔資料1〕 特記仕様書	4	2(1)	本業務を遂行するために必要と考える専門分野での主任技術者を設定した体制とし、ヒアリングにも参加してよろしいでしょうか。	ヒアリングに参加する方について、特に指定はありません。
066	実施要領	7	カ②	提案者を特定できる記述等はしてはならないとのことですが、様式第15号に記載する実績は、他市名等を記載せず、内容のみ記載することは可能でしょうか。	過去に図書館の設計を請け負ったことのある自治体名などは事業者の特定に繋がる情報であると考えておりますが、その他にも、可能な限り提案者を特定できないよう配慮していただくようお願いいたします。
067	〔資料7〕 提案書を作成するにあたっての与条件について		(6)	予定工事費の中には、家具工事（書架・閲覧席など）、ICT（図書館運営システムなど）の整備費用は含まないと考えてよろしいでしょうか。	質問No.「009」への回答を参照願います。
068	〔資料7〕 提案書を作成するにあたっての与条件について		(6)	図書館整備区域外の緑地部分の提案に係る整備費用は、今回の審査対象外であることから、予定工事費に含まないと想定してよろしいでしょうか。	図書館敷地となる区域以外の整備費用は予定工事費に含まれません。 なお、図書館と公園との連携による相乗効果の創出や図書館にとってメリットとなるような公園整備の提案を示していただくことは問題ありません。

069	〔資料5〕 新中央図書館整備基本 計画 追補 (その1) ～(その 4)	54		公用車保管のための車庫は1台と考えてよろしいでしょうか。	質問No.「050」への回答を参照願います。
070	実施要領	7	9(4)	プレゼンテーション及びヒアリング時には、提案書の内容のみを用いるものとし、模型や追加のCG・動画などの追加資料の使用は認められないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
071	〔資料1〕 特記仕様書	別図		計画範囲内の建物は、自主防災会物置を含め全て解体撤去し、建築物の残置は無いものと考えてよろしいでしょうか。	自主防災会の物置も含め、整備にあたって支障となる建物等については原則として撤去又は移転することを検討する予定でありますので、建築物の残置は無いものとして提案書を作成いただいて構いません。
072	〔資料1〕 特記仕様書	別図		計画範囲北西側の変電設備は公園用の設備であり、計画建物には別系統で電力を引込むものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
073	〔資料1〕 特記仕様書	別図		計画範囲内の樹木について、保存樹木に指定されたものはないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

※「質問事項」の欄は、提出いただいた質問書の内容と齟齬がないと判断する範疇で、簡略化や体裁を整えた文言に修正しています。